

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和7年 10 月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500026号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2500012号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成22年12月20日は27万円、平成23年12月20日は33万円、平成25年12月20日は35万円に訂正することが必要である。

平成22年12月20日、平成23年12月20日及び平成25年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年12月20日、平成23年12月20日及び平成25年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年12月
② 平成23年12月
③ 平成25年12月
④ 平成26年12月

私は、請求期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①、②及び③について、請求者から提出された賞与支給明細書(以下「賞与支給明細書」という。)によると、請求者は、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、請求期間①、②及び③の賞与支払年月日については、賞与支給明細書の記載から、請求期間①は平成22年12月20日、請求期間②は平成23年12月20日、請求期間③は平成25年12月20日とすることが妥当である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、賞与支給明細書により確認できる厚生年金

保険料控除額から、平成 22 年 12 月 20 日は 27 万円、平成 23 年 12 月 20 日は 33 万円、平成 25 年 12 月 20 日は 35 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成 22 年 12 月 20 日、平成 23 年 12 月 20 日及び平成 25 年 12 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求者の請求期間①、②及び③に係る届出や保険料納付に関する回答又は陳述が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間④について、事業主からは請求内容に係る具体的な陳述又は回答を得ることができない上、請求者は、当該期間に係る賞与支給明細書等の資料を所持していないことから、当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。